

長崎県土地家屋調査士会 様

佐世保市役所からの回答に対する質問 2

添付ファイルのとおり佐世保市役所より回答がありました。
下記の疑義がある点についてのご回答をお願いいたします。

記

長崎県土地家屋調査士会 佐世保支部様は、佐世保市役所に対して法定外公共物等に係る境界確定事務については、

「地籍調査時等に既に確認された公共用地との境界の証明を求める申請」と説明なされておりますが、
境界確認申請は「公法上の筆界を確認」する行為と違うのですか。？

添付ファイルを参照のうえ、至急ご回答を望みます。

お世話になっております。
原田登記測量事務所の原田です。
(土地家屋調査士 原田事務所)
事務所： 佐賀市本庄町大字本庄18番地2
電話： 0952-25-8036 FAX 0952-25-8039
URL <http://harada-touki.net/>
Eメール touki@siren.ocn.ne.jp

不動産登記法14条地図（以下14条地図）のある地域

（平成18年7月6日 協議会による協議記録）

要望事項

14条地図（地籍調査、土地改良事業換地処分、土地区画整理事業換地処分完了後、14条地図に指定）のある地域の法定外公共物並びに市管理地の境界確認については、境界確認証明申請の様式並びに添付書面にて処理されることを要望する。但し、地図訂正を伴う地積更正登記等の必要があると判明した場合を除く。

根拠及び理由

平成12年4月1日、『長崎県の事務処理の特例に関する条例』（長崎県条例第45号）により、法定外公共物等に係る境界確定事務が市町村に委譲された。同時にその事務処理の取扱指針が「法定外公共物境界確定事務取扱要領（案）」として長崎県土木部長から市町村長に示された。爾来、旧吉井町や旧世知原町における（14条地図地域）法定外公共物の境界確定の事務手続きは、同要領第5にある「簡易な境界確定（地籍調査終了地区等における境界確認）」に沿って処理されてきた。県有地、（合併前の）町有地においても同様である。そして「簡易な境界確定（地籍調査終了地区等における境界確認）」が示されたことにより、申請人にとってその申請自体にかかる経済的負担、時間的制約が軽減されたことは確実である。

しかし、佐世保市における、合併後のこれらの地区における法定外公共物の境界確定事務の取扱は、公図地区と同様の方法で処理されており、申請人にとっては、これまで以上の事務手続き経費が生じています。言い換えれば、合併したことにより、自分の土地を管理するための手続き費用が増大したとも言えます。

地籍調査時等に既に確認された公共用地との境界の証明を求める申請であることから、今日の作業経費の増加に加え、事務経費まで増大するのであれば、地籍調査事業等の意義を見失うことに繋がるのではないかと思料するためである。

質問事項（Q&A）

Q:土地家屋調査士会 佐世保支部

A:佐世保市土木管理課

Q.1 地図の精度維持のため、図根点等与点となる点の維持管理についてどうお考えか。

A.1 昨年の協議会にて同様の質問があったが、現在も維持管理についての対応は変わっていないのが現状である。公共用地内図根点の重要性は認識しているので復元を行っていきたいと考えるが、予算等の都合もあるため、早くとも平成19年度からの対応となる。（継続協議）

Q.2 地図の精度区分により、辺長、地積に公差が認められている。その範囲を超えた場合、地図訂正、地積更正の必要があるが、地方税法に基づく、国土調査修正申し出について、どう対応していただけるか。

A.2 佐世保市土木管理課において、国土調査修正申し出については知識・経験共に乏しいのが現状であり、地方税法に基づく国土調査修正申し出となれば、佐世保市資産税課における対応が考えられる。しかし、資産税課においてもそのような事例はないとのことであるため、今後、費用・人員の問題や、対応部署に関する問題等を協議する必要がある。(継続協議)

Q.3 確認作業部署について、

図根点網図、成果簿の閲覧等：行政センター

法定外公共物の譲与確認：行政センター

市道認定の確認：市役所

管理部署の確認：市役所

境界確認証明申請提出、受領：市役所

現時点で大まかには以上であろうが、市役所、行政センターどちらかへの一本化の予定はあるか。

A.3 法定外公共物の譲与確認は、現在、人員等の都合上、各行政センターにおいて行われているが、平成18年7月中には、佐世保市役所において確認が可能になる予定である。また、その他の成果(図根点網図や成果簿等)については、各行政センターのみ閲覧可能となっているが、将来的には市役所にて一本化できるよう考えている。

Q.4 境界承認申請(簡易な境界確定)について

昨年度より佐世保市への法定外公共物の委譲に伴い、その事務処理方法についても従前通り同様の手続(簡易な境界確定・別紙資料添付)によるもので構わないか。また、公嘱の場合の取扱いについてはどうか。

A.4 14条地域の境界確認については、合併前の取扱方法(簡易な境界確定)により行っていくものとする。ただし、隣接地との境界確認は必要と考えているので承諾書の添付は必要である。一方、公嘱については、ケースによって対面地の承諾書まで求める場合も考えられる。いずれにせよ個別協議が必要となるとのこと。(継続協議)

Q.5 字図地域において、市役所側における字図混乱地域の認識はどのようなものか。

A.5 土木管理課の認識としては、隣接地番の確認に用いているが、その結果広範囲にわたって、土地の所在に現況との大幅な相違がある場合であると考えている。

情報公開決定通知書

23土管第1973号
平成23年12月5日

住所 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄18番地2
氏名 原田 信介 様

佐世保市長 朝長 則男



平成23年12月2日付で請求のありました情報の公開につきましては、佐世保市情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定により、次のとおり情報の全部を公開することを決定しましたので通知します。

情報の件名又は内容	23土管第9541-1号 平成23年11月14日 回答①の中で、(調査士会佐世保支部と協議を行い決定しています。)との記載があり、 佐世保市が調査士会佐世保支部と協議した文書(図書類及び写真を含む)		
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
公開の日時及び場所	平成23年 月 日 8時30分から17時15分までの間に (土木部土木政策・管理課 調査係)にお越しく下さい。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で下記の担当課までご連絡ください。		
担当部課	土木部土木政策・管理課 調査係 電話番号 (0956-24-1111) 内線 (2916)		
備考			
(注) 来庁の際には、この通知書を係員に提示してください。			
処理欄	写しの枚数 2枚	費用 20円	郵送料 80 円